

## 檜原村農業用機械購入費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、農地の保全、生産性向上のために農機具を購入した農林業生産者及び家畜飼育者に対し、村が予算の範囲内で補助し、もって活力のある農業の振興を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農機具 ガソリン、電力などの動力を使用する機械で、専ら農作業に使用するものをいう。
- (2) 農林産物 村内の畑で生産している農産物のほか、山林等で生産しているタケノコ等の林産物を含んだ農林生産物をいう。
- (3) 家畜等 村内で飼育している、ニワトリやウコッケイ等の畜産物をいう。

### (補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は次の各号に該当するものとする。

- (1) 檜原村に住所を有する個人で、村内で農林産物を生産または家畜等を飼育している者
- (2) 日常的に耕作又は飼育を行い、かつ将来にわたり耕作又は飼育を行おうとする者
- (3) 刈払機を購入しようとする者は、刈払機取扱作業安全衛生教育を受講した者(受講する予定の者を含む。)であること。
- (4) その他村長が特に必要と認めるもの

2 次の各号いずれかに該当するときは補助の対象としない。

- (1) 同一年度において既にこの補助金の交付限度額の交付を受けているとき。
- (2) 過去5年以内にこの補助金の交付を受けたもの。
- (3) その他村長が不相当と認めたとき。

### (補助対象経費)

第4条 この補助金の交付対象となる経費は、農機具の購入に要した費用とする。

### (補助金の交付額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の10分の7以内の額とし、80,000円を限度額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、檜原村農業用機械購入費補

助金交付申請書（様式第1号）を村長に提出しなければならない。

2 刈払機を購入する場合は、檜原村農業用機械購入費補助金誓約書（様式第2号）を併せて提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 村長は、前条の規定による申請を受けたときは、これを審査し、補助の可否を決定したときは、檜原村農業用機械購入費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（実績報告書）

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業を完了したときは、檜原村農業用機械購入費補助金実績報告書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- （1） 領収書の写し
- （2） 農機具の写真
- （3） 補助金の請求書（様式第5号）
- （4） その他村長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第9条 村長は、前条の規定により補助金実績報告書を受領したときは、これを審査のうえ申請者に対し補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第10条 補助金の交付を受けた者は、次の各号に該当する場合は、補助金の全部又一部を返還しなければならない。

- （1） この要綱に違反したとき。
- （2） 補助金を目的外に使用したとき。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。